

学校体育館の開放事業の感染防止策チェックリスト

◎利用者が遵守すべき事項

- 代表者は、当日参加者の連絡先を確認すること(書面で保管すること)
- 以下の事項に該当する場合は、利用を見合わせる(確実に検温を行い、利用当日に書面で確認を行うこと)
 - 体調がよくない(例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - 同居家族や身近な知人に体調がよくない者がいる(上記の例と同じ・風邪等とみられる症状がある場合)
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある
- マスクを持参すること(受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること)
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
 - ・アルコール消毒液、手洗い用石鹸を持参すること
- 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離(できるだけ2m以上)を確保すること(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 利用終了後2週間以内に、本人もしくは家族が、新型コロナウイルス感染症を発症した場合、または、発症が疑われる(発熱等)場合は、市に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 施設利用前後において、施設に留まり、三つの密や濃厚接触となるようなミーティング等を行わないこと
- ゴミはすべて持ち帰ること(消毒に使用したペーパータオル等を含む)
- 利用に不要な学校施設、設備、物品等の使用を控え、可能な限りスポーツ用具を持参すること
- 利用後に使用した箇所の消毒を十分な注意をもって実施すること
 - ・『木津川市立小中学校体育館 利用者名簿・消毒箇所リスト』により実施すること

◎利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

- 十分な距離の確保
 - 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、接触・密接するようなことはおこなわず、周囲の人となるべく距離(※)を空けること(介助者や誘導者の必要な場合を除く)
 - 運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること
 - マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をすることがあること
 - (※)感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。
- 位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼吸の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- タオル類、飲料等は、各自で持参し、共用はしないこと
- 周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
- 定期的な換気をおこなうこと(常時換気または1時間に2回以上)